

## マイナンバーカードの健康保険証としての利用について

当院では、マイナンバーカードが令和3年9月 27 日より健康保険証として利用可能になります。詳細は厚労省のホームページなどを確認してください。

なお、マイナンバーカード利用を希望される方はマイナポータルで事前登録をお願いいたします。

登録方法は、以下の動画(厚労省作成)を参考にしてください。

スマホ版: <https://youtube.com/watch?v=IKKCq0pPTqw>

PC 版: <https://youtube.com/watch?v=RYQeUeTXZ20>

※マイナンバーカードの電子証明書(5 年更新)が失効していると保険証として利用できない可能性がございます。初めてマイナンバーカードを利用される方は必ず従来の保険証も一緒にお持ちいただきますようお願い申し上げます。